

ポイント制度に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、生活協同組合コープみらい（以下当生協）の「ポイント制度」について定めたものです。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、ウイークリーコープ（法人等員外利用含む）を利用する組合員とします。

(ポイントの付与)

第3条 ポイントには、利用高に応じて付与する利用高ポイントと各種企画で付与するポイントがあります。

2. 利用高ポイントは、対象となる商品・サービスの月度での利用高300円（消費税別）ごとに1ポイント付与します。
3. 利用高ポイントの対象となる商品・サービスは、インターネットサイト内で案内します。
4. 利用高ポイントは、月度請求確定後に付与します。請求確定後の「お届け明細書兼請求書」に「獲得ポイント」として記載します。
5. 各種企画で付与するポイントについては、その都度ご案内します。

(ポイントステージ制)

第4条 ポイントステージ制とは、月度の利用金額（消費税別）に応じて翌月の利用高ポイントの付与倍率が変わる制度です（法人利用除く）。

2. 同制度でのポイント付与は、1ヶ月の利用高ポイントに対象ステージに応じた倍数を乗じたものとします。倍数を乗じた際に端数が出た場合、小数点以下は切り上げとします。
3. 「獲得ポイント」は、月度の請求確定後の「お届け明細書兼請求書」でお知らせします。合わせて翌月のステージの付与倍率もお知らせします。
4. ステージの種類とそれに対応する金額帯、付与倍率は、「お届け明細書兼請求書」でお知らせします。
5. ポイントステージ制での利用金額の対象となる商品・サービスは、利用高ポイントの対象に準じます。

〔子育て割引〕利用者へのご利用手数料のポイントでの還元

第5条 「子育て割引」利用者で、手数料課金対象商品の月度の累計受注金額（消費税別）が、12,000円以上あった場合には、請求月度内の週で課金されたご利用手数料（消費税込）相当分をポイントで付与します。

2. 月度の累計受注金額（消費税別）によるご利用手数料ポイント還元対象商品は、利用高による手数料割引対象商品・サービスに準じます。
3. 月度で付与されるご利用手数料相当分のポイントは、「お届け明細書兼請求書」でお知らせします。

(ポイントの使用)

第6条 ご使用可能ポイントは1ポイント1円で換算し、随時使用することができます。

2. 使用できるポイントはお届け明細書兼請求書に表示する「ご使用可能ポイント」を上限とします。
3. ポイントを使用する場合は、以下のa)～d)の中から選択し、別途お知らせする注文番号をOCR注文用紙に記入します。e)フレンズ・電話注文によるお申し込みも可能です。同時に複数選択してポイントが不足となった場合はa)～d)の順に優先して使用されます。
 - a) 商品案内に掲載したポイント商品の購入
 - b) 請求金額との相殺
 - c) 増資
 - d) 募金
4. なお、a) 商品案内に掲載したポイント商品の購入の申込みにおいて、ポイントが不足となる場合には、基本的に通常価格でのお届けとなりますが、ポイント交換専用商品については、注文がキャンセルとなります。
5. 法人等員外利用の場合は、出資金へのポイント増資は適応外とします。

(ポイントの相互移動)

第7条 宅配付与ポイントと店舗付与ポイントは、所定の手続きを経て、相互移動して移動先で利用できます。

2. ポイントの相互移動は、宅配・店舗どちらからも全ポイントの移動になります。

(ポイントの有効期限)

第8条 付与ポイント有効期限は、年度末を基準として最短2年です。

2. 年度末に有効期限を迎えるポイントは、お届け明細書兼請求書に記載してお知らせします。
3. 有効期限が切れる前にポイントをご使用いただけるよう配布物などのご案内します。
4. 毎年3月21日から翌年3月20日の間に付与したポイントは、2年後の3月20日までが有効期限となります。有効期限が過ぎたポイントは、事前にお知らせし出資金増資とします。

(ポイント利用制限)

第9条 付与されたポイントは、譲渡・共有・合算・貸与等する事はできないものとします。

(ポイントの取り消し)

第10条 当生協では、次の場合に、組合員が保有するポイントを取り消すことができるものとします。

2. コープデリ宅配の利用代金をお支払いいただけない場合
3. 組合員が、法令に違反し、その他当生協が定めた方法以外で不正にポイントを入手した場合
4. その他、当生協がポイントを取り消すことが適切であると判断した場合。

(細則の変更案内)

第11条 この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、当生協の専務理事が行います。

(付則)

この細則は2019年3月21日に制定し、同日より施行します。

2019年3月21日 制定

2019年8月21日 一部改定、同年9月2日施行

2020年1月18日 一部改定、同年3月21日施行